歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会 第3回議事要旨

- 1. 日時 平成30年(2018)9月19日(水)10時30分~12時00分
- 2. 会場 国立公文書館 4階会議室

(東京都世田谷区駒沢1丁目23-1)

3. 出席者 青木睦、栗田禎子、大友一雄(書記)、久留島典子、高埜利彦(副委員長)、芳賀満、柳原敏昭、 若尾政希(委員長)

4. 議題

(1) 「アーキビストの職務基準書」をめぐって

分科会は、国立公文書館作成の「アーキビストの職務基準書」(2017 年 12 月)と、同書アンケート結果について、加藤丈夫氏(国立公文書館館長)、伊藤一晴氏(総括公文書専門官)から説明を受け、同館梅原康嗣氏、中田昌和氏(次長)、依田健氏らも交えて意見交換を行った。

<説明>

- 1. 加藤館長から専門家アーキビストの絶対数が不足状況にあり、専門家人材育成などに対応するためプロジェクトを発足させ、職務分析・職務基準書作成・アンケート・説明会などを通じて意見の集約に努めてきたこと、今後資格要件を明確化し、資格制度・専門職制度を一連の作業として早期に実現することが必要と考えていること、今日の文書管理問題なども踏まえて大枠での狙いについて説明がなされた。
- 2. 伊藤専門官から 2014 年のプロジェクトチーム結成から今日に至る経緯と、職務基準書・アンケートなどで重要と判断された点について説明があった。
 - ・職務基準書は、公文書館法・公文書管理法を基本に、発展的記述にも留意した。原課での公文 書作成・管理への関与、地域史料の所在調査、地域史料の受入れなども職務範囲とした。
 - ・アンケート調査では、職務基準書の内容について肯定的な意見、今後の対応に期待する意見が 少なくなかったが、現段階で基準書が示す職務が実現できていない状況が広く見られた。
 - ・職務基準書はあるべき職務を示すものであり、それぞれの機関でカスタマイズするような自由 度を認めている。

<意見交換>

- 1. 基準書は職務を大分類 4、中分類 9、小分類 23 で構成するが、小項目 10「公文書等の整理及び保存」の場合、主に保存科学を遂行要件としており、「整理」の意が曖昧である。また、防災問題を日常的な機能とすることの必要性についての質問に対して、検討する旨、返答があった。
- 2. 「公文書」の存在意義について質問があり、公文書管理法の脈絡で説明があった。
- 3. アーカイブズの社会的意義に関わり総論で歴史資料としての価値に言及すべきではないかとの提案に、歴史的公文書など法的な位置付けもあるが、歴史に集約する形が適当か、難しいとの説明があった。
- 4. 小中学校・高校教育でアーカイブズについて学ぶことが重要であり、実践も見られる。中項目「連携」小項目「関係機関との連携・支援」では「学校」などの明示が適当ではないかとの提案に、前向きに対応する旨、返答があった。

- 5. 日本全体がアーカイブズについての理解が不十分であり、社会への浸透の必要性を総論で明示する ことが必要であり、アーキビストの職務基準書を作成する意義も明瞭になるのではないかとの提案 に、検討する旨の返答があった。
- 6. 現在、文書・記録の保存箇所は、それぞれの団体の都合により博物館・図書館など多様である。アーカイブズの議論が専門性との関わりで吐出すると、現実との齟齬から調整が必要となろうとの意見に対して、文書館が図書館などとの複合館である場合が少なくないことを示したうえで、これまでアーキビストの職務などその専門性について議論がない状況であり、職務の明確化によって連携なども具体化できるのではとの返答があった。
- 7. 今後、国家的な資格制度を目指すとするが、そのためには資格条件を満足しているかどうか資格基準の整備が必要であり、また、条件を満足した者に資格を付与する制度が必要となる。教育システムも重要となろう。現段階でこれらについてどのように考えているのかとの質問に、国立公文書館の外郭に認証委員会を設置し、そこでの資格認証を考えていること、試験などでなく大学などからの推薦者、また、館の研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを修了した者などを対象に、考えているとの説明があった。さらに現職者への資格付与について留意すべきこと、新規養成では修士号取得者以上が現実的であること、などの意見が出された。

(2) 分科会会議

(1)前回議事要旨の確認

一部修正の上、確認された。

(2)「日本学術会議資料」について

久留島委員より、「日本学術会議資料」の現状と資料価値について第 1 部会会員の理解を求めるために、史学委員会および本分科会として、8 月の第 1 部夏季部会にて報告した旨、説明があった。また、高 埜委員より、「日本学術会議資料」の整理状況、科研に研究会を踏まえて、劣化対策などの観点から速やかなデジタル化作業が必要であり、学術会議事務当局の協力が重要であること、また、学術会議全体に関わる資料であることに鑑み、学術会議設立関係資料など重要史料の劣化状態を広く共有することが必要とする報告があった。

(3)その他

第4回分科会を12月に開催することとした。

日本学術会議第 24 期史学委員会 歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会

第2回議事要旨(案)

- 1. 日時 平成 30 年 (2018) 6月 23 日(土) 18 時 00 分~19 時 30 分
- 2. 会場 駒澤大学駒沢キャンパス 本部棟 5 階 第1会議室

(東京都世田谷区駒沢1丁目23-1)

- 3. 出席者 栗田禎子、久留島典子、佐野正博、若尾政希、青木睦、大友一雄、倉員正江、高埜利彦、芳 賀満、柳原敏昭
- 4. 議題

(1)前回議事要旨の確認

一部修正の上、確認された。

(2)シンポジウム「自治体アーカイブズの現状と公文書管理制度」について

今回の分科会は、日本歴史学協会/日本学術会議史学委員会主催・第23回資料保存利用問題シンポジウム「自治体アーカイブズの現状と公文書管理制度」に引き続いて開催された。シンポジウムを受けて、次のような意見が出された。

- 1. 公文書管理制度や各地のアーカイブズの現状と問題点が鮮明となり、シンポジウムは有益であった。 学術会議としても様々な提言をしていくことが重要である。
- 2. 自治体公文書館に移管された公文書の再評価・廃棄に関するシンポジウムの議論が、手続きが妥当で透明性が確保されていれば問題ないという方向で収束したが、戦争の記憶・記録、原爆被害、人権問題などに関する史料は必ず残すというようなセレクションポリシーを学術会議から提言できないか。(一方、価値判断なしに史料はすべて残すという本来的な立場に立てば、それは困難であるという意見もあった。)
- 3. 史料の保全・公開に関しては、個人情報保護を理由とした制約も大きいので、アーカイブズの観点から改善を求めていく必要がある。
- 4. 国立公文書館による「アーキビストの職務基準書」策定への取組みは、アーキビストの社会的地位を 確立する上で評価できるものであり、引き続き注視していく必要がある。
- 5. 内閣府による「行政文書の管理に関するガイドライン」の改訂(2018年12月)は大きな影響力をもつものであり、問題点を整理し、推進すべきものについては後押ししていく必要がある。

(3)「日本学術会議資料」について

高埜委員より、「「日本学術会議資料」について(報告)」に基づき、「日本学術会議資料」の現状と整理状況、および同資料が「勧告に至る各部会や委員会の審議過程を検証できるアーカイブズ」という性格を有していることについて報告があった。当該資料の整理について第 1 部会会員の理解を求めるために、史学委員会および本分科会として、8 月の第 1 部夏季部会にて報告することになった。この事業に関しては、学術会議事務当局の協力が重要であるとの指摘もあった。

(4)その他

第3回分科会を9月に開催することとした。今後、議論を深めるべきテーマとして、東日本大震災後の被災地の史料をめぐる状況、減失が危惧される民間史料の保全などがあげられた。